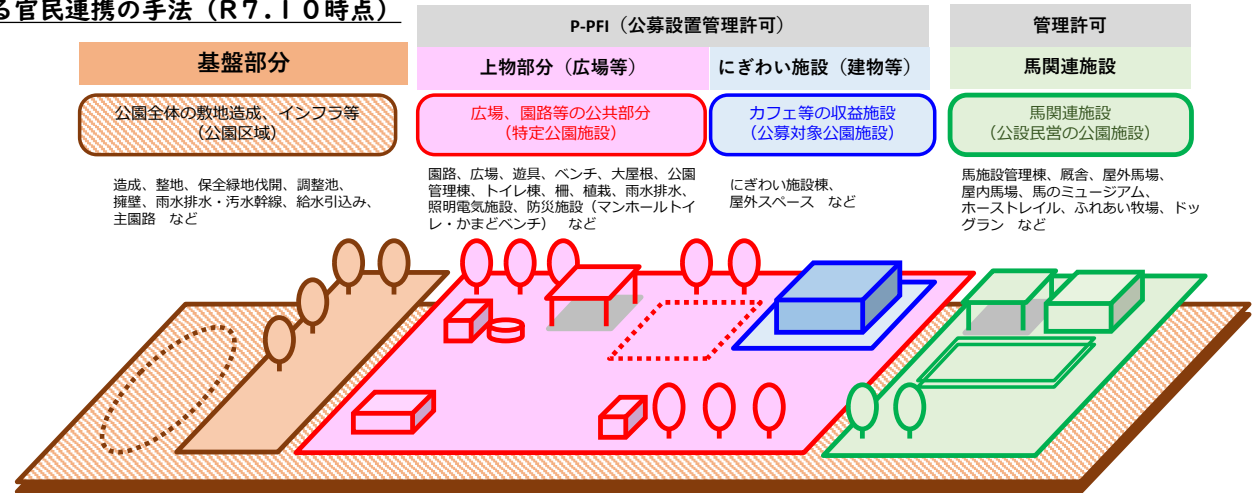


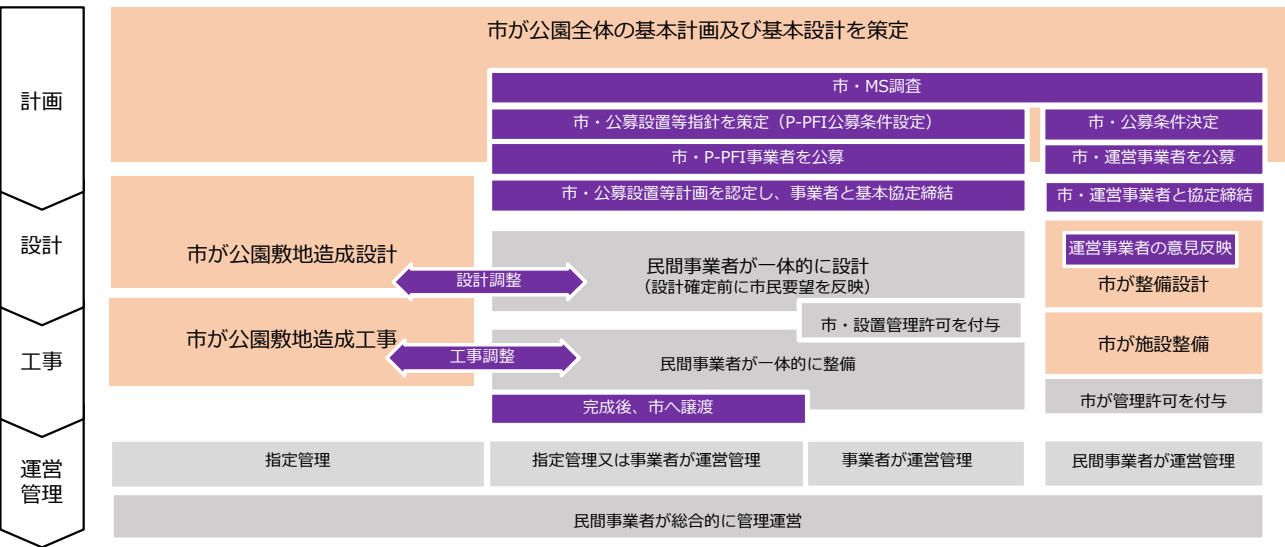
【参考－5】 栗東健康運動公園
官民連携イメージ

■ 栗東健康運動公園における官民連携イメージ（案）

想定している官民連携の手法（R7.10時点）



段階ごとの実施内容のイメージ



※本資料は、令和7年10月時点のものです。今後の調査検討結果により変更となる場合があります。

栗東健康運動公園 役割分担及び費用負担 素案（対話のたたき台）

		公募対象公園施設	利便増進施設 （任意）	特定公園施設	設置管理許可施設	指定管理対象施設
制度		公募設置管理制度（Park-PFI）			設置管理許可制度	指定管理制度
範囲	対象面積	任意（想定 約 0. 2 ha） （にぎわい施設建築面積1,000㎡、 屋外スペース1,380㎡）	任意	約 2. 8 ha	約 1. 1 ha	約 6. 7 ha
	対象施設	にぎわい施設、屋外スペース	自転車駐車場、看板、広告塔 など（任意）	園路、広場、遊具、ベンチ、 大屋根、公園管理棟、トイレ 棟、柵、植栽、雨水排水、照 明電気施設、防災施設 など	馬施設管理棟、厩舎、屋外馬場、 屋内馬場、馬のミュージアム、 ホーストレイル、ふれあい牧場、 ドッグラン など ※2	管理許可施設、公募対象公 園施設及び池を除く、公園 全体
設計・ 施工	実施主体	事業者 （認定計画提出者）		事業者	本市	—
	費用負担	事業者 （認定計画提出者）		事業者※ 1	本市	—
	法的位置づけ	都市公園法に基づく公園施設 設置管理許可(使用料あり)	都市公園法に基づく占用許可 (使用料あり)	施工後、譲渡契約により本市 へ譲渡	都市公園法に基づく設置管理許 可（使用料あり）	—
管理 運営	実施主体	事業者（認定計画提出者）		事業者（認定計画提出者） 又は指定管理者	事業者	指定管理者
	費用負担	事業者（認定計画提出者） （管理費＋使用料）		事業者（認定計画提出者） 又は本市	事業者（管理費＋使用料）	本市
	法的位置づけ	都市公園法に基づく公園施設 設置管理許可（使用料あり）	都市公園法に基づく占用許可 （使用料あり）	都市公園法に基づく管理許可 又は 地方自治法第244 条の 2 に 基づく指定管理業務	都市公園法に基づく設置管理許 可（使用料あり）	地方自治法第244 条の 2 に 基づく指定管理業務
	財産管理	事業者 （認定計画提出者）		本市又は 事業者（認定計画提出者） 又は指定管理者	本市又は 事業者	本市又は 指定管理者

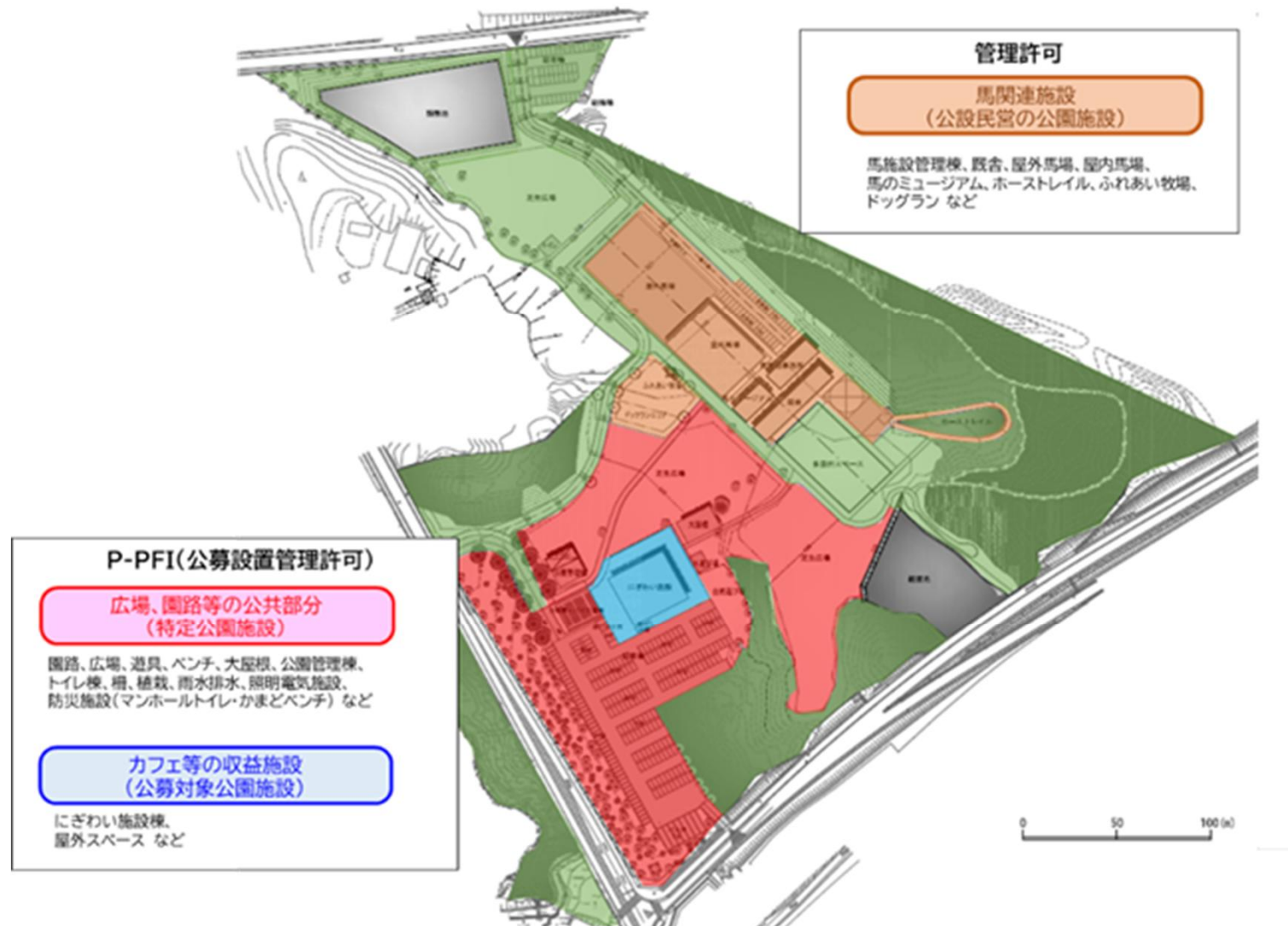
※ 1：事業期間を通じて公募対象公園施設から得られる収益の一部により負担（意見・提案により、本市による分担の調整の余地あり）。

※ 2：「自然環境保全体験ゾーン」も事業者提案により管理許可施設となる可能性あり。

※ 3：上記の他、「魅力向上業務」として、本公園の日常的な賑わいを創出するための取組みやイベントの実施などをPark-PFI事業者（兼指定管理者）に実施してもらうことを想定しています。

※本資料は、令和 7 年 1 0 月時点のものです。今後の調査検討結果により変更となる場合があります。

■栗東健康運動公園における官民連携イメージ（案）



※本資料は、令和7年10月時点のものです。今後の検討結果により変更となる場合があります。